

利根保健医療圏

	【圏域の基本指標】 [県値] 人口総数 635,455 人 人口増加率 (H27～R2) △1.8% [1.1%] 年齢3区分別人口 { 0～14歳 69,136 人(10.9%) [12.0%] 15～64歳 361,369 人(56.9%) [60.8%] 65歳～ 197,723 人(31.1%) [27.1%] 出生率 (人口千対) 5.1 [6.4] 死亡率 (人口千対) 11.5 [10.5]
	保 健 所 加須保健所・幸手保健所 圏 域 (市町村) 行田市・加須市・羽生市 久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

取組名 親と子の保健対策

【現状と課題】

妊娠・出産・産褥期の女性は、短期間で大きな心身の変化が生じます。生まれてくる子供を育てる責任感が生じ、ライフスタイルも大きく変化することになります。この時期における母子と家族の健康への支援は、良好な親子の愛着形成や子供の健やかな発達の促進にとって重要です。このため、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を受けられる環境整備が必要です。また、働きながら子供を安心して生み育てられる環境の一層の整備も必要です。

晩婚化や晩産化が進み、不妊に悩む夫婦も増えています。2回以上の流産、死産若しくは早期新生児死亡によって児が得られない場合を不育症と定義しており、正しい検査と治療を行うことが大切です。そのため、不妊、不育症に関する支援を進める必要があります。また、思春期世代においては、男女ともに将来の妊娠等を意識し、自分の心身の健康管理を行う「プレコンセプションケア」の推進が望まれます。

子どもたちが、心身ともに健やかに育つためには、疾病予防や早期発見・早期治療が重要です。併せて、障害の軽減を図るための保健・医療・福祉サービスの充実や教育分野との連携も必要です。

乳幼児期の子供の心の発達は、身近な養育者の心の状態と密接に関係します。このため次代を担う子供の心の健康問題の発生を予防する観点からも、親と子の心の健康に取り組む必要があります。

児童虐待に関する相談件数は依然として高い水準にあります。児童虐待は、子供の発達成長期において心や体に重大な影響を与えます。子供を虐待から守り、健やかな育成を推進できる地域社会を作る必要があります。

集団生活になじめない、コミュニケーションが苦手など、発達特性のある子供や、医療的ケアが日常的に必要な児と家族への支援も充実させていくことが求められています。

◇ 児童虐待相談受付件数

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埼玉県	16,902	17,606	18,877
利根保健医療圏	1,304	1,339	1,513

「児童相談所業務概要 埼玉の児童相談」(令和5年度版)

【施策の方向（目標）】

- ・ 親と子の悩みや不安を相談でき、必要な支援が受けられるような地域社会を目指します。
- ・ 不妊・不育症に関する支援を進めます。
- ・ 乳幼児のいる家庭の孤立化を防ぎ、育児支援や児童虐待の早期発見の機能を強化します。
- ・ 関係機関の連携を強化していくことにより、親と子の成長や発達を支援します。

【主な取組及び内容】

■ 不妊に関する検査費等への支援や専門相談等の推進

早期不妊検査費・不育症検査費の助成など不妊検査の支援を推進します。
不妊症患者向けの相談体制の充実、不育症に関する検査方法・治療効果の知識に関する周知・啓発に取り組みます。

〈実施主体：市町、保健所、医師会、医療機関〉

■ 生後4か月ぐらまでの乳児の状況把握と育児支援

新生児期から生後4か月ぐらまでの時期の状況を把握するための訪問と育児相談の事業を実施し、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ育児を支援します。

〈実施主体：市町〉

■ 育児支援に重点をおいた保健指導の充実

乳幼児健診等の機会を捉え、育児支援や児童虐待の早期発見機能の強化が必要とされており、育児不安が軽減できるような保健指導に努め育児を支援します。

〈実施主体：市町〉

■ 子供の心の健康に関する相談や情報提供の充実

子供の心の健康について相談しやすい体制づくりをします。また、関係機関や民間団体の協力を得ながら情報提供に努め、連携強化を図ります。

〈実施主体：市町、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、母子愛育団体〉

■ 関係機関の連携強化による子育て支援

子供の健康問題の解決には、関係機関がそれぞれの役割をお互いに認識するとともに、その役割を最大限に発揮するための連携が不可欠です。地域に即した実効性のある連携で親と子の成長や発達を支援します。

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う体制の整備促進を図ります。

〈実施主体：市町、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、母子愛育団体〉

■ 休日・夜間における適正な小児科受診の啓発

地域の小児救急医療体制を維持するため、子供の急病に関する研修会などを通じ、保護者の不安を解消し、適正受診ができるよう啓発を図ります。

〈実施主体：市町、医師会、医療機関、母子愛育団体〉